

令和5年度（2023年度）造林事業補助金査定基準

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に規定される事業の補助金額の査定に係る基準を次のとおり定める。

第1 対象事業（事業内容）

森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業における次の事業内容とする。

- 1 人工造林（準備地拵、特殊地拵）
- 2 樹下植栽等（準備地拵、地表かき起こし、刈り出し）
- 3 下刈り
- 4 倒木起こし
- 5 枝打ち
- 6 除伐
- 7 保育間伐
- 8 間伐
- 9 更新伐
- 10 付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）
- 11 森林作業道整備
- 12 実行経費をもって補助金額を算出する事業

第2 補助金額の算出方法

1 標準経費査定

第1の対象事業（事業内容）のうち標準単価により標準経費、補助金額の算出を行う事業及び標準経費と実行経費を比較して補助金額を算出する事業における算出方法は次のとおり。

(1) 補助金額[※] = 査定経費 × 補助率 ※小数点以下切上げ

(2) 査定経費[※] = 標準経費 × 査定係数 ※小数点以下切捨て

ただし、次のいずれかの場合は、上記によらず(3)の計算により査定経費を算出する。

ア 市町村が請負に付して実行した場合

イ 森林作業道を事業主体が請負に付して実行した場合のうち、標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合

(3) 査定経費[※] = 標準経費と実行経費のいずれか低い額^{※2} × 査定係数 ※小数点以下切捨て

※2 査定係数が分かれる2回刈りの下刈りにあつては、1回目、2回目それぞれの回数で標準経費と実行経費を比較し、各回数の低い額に査定係数をそれぞれ乗じて求めた値を合計する。

下刈（2回刈り）	標準経費	実行経費	各回数の査定経費	査定経費（合計）
1回目	①	②	①と②を比較して低い額 × 査定係数 = ⑤	⑤ + ⑥
2回目	③	④	③と④を比較して低い額 × 査定係数 = ⑥	

(4) 標準経費[※]（森林整備） = （作業種別HA当たり標準単価計 + HA当たり間接費） × 事業量

※小数点以下四捨五入

(5) 標準経費（森林整備のうち侵入防止柵（電気柵）） = 施設当たり直接費 + 施設当たり間接費

(6) 標準経費[※]（森林作業道のうち開設） = （工種別路線当たり直接工事費 + 路線当たり間接（工事）費） × （1 + 消費税率）

※小数点以下切捨て

(7) 標準経費[※]（森林作業道のうち改良又は復旧）＝（工種別路線当たり直接工事費＋標準設計が適用できない部分の実行経費＋路線当たり間接（工事）費）×（１＋消費税率）

※小数点以下切捨て

(8) 実行経費[※]＝（請負費^{※2}（課税対象経費）×（１＋消費税率））
 ＋測量設計費^{※2}（非課税対象経費） ※小数点以下切捨て

※2特殊地帯の場合については、申請被害率を乗じて算出した額とする。

(9) HA当たり標準単価＝第3～第7で算出される単価とする。

(10) 施設当たり直接費＝第8で算出される経費とする。

(11) 工種別路線当たり直接工事費＝第9で算出される経費とする。

(12) HA当たり間接費（施設当たり間接費・路線当たり間接工事費）＝現場監督費＋社会保険料等

ア 現場監督費[※]＝HA当たり標準単価計^{※2,3}×現場監督費率 ※小数点以下四捨五入

※2侵入防止柵（電気柵）については、施設当たり直接費 ※小数点以下四捨五入

※3森林作業道については、直接（工事）費＋積上共通仮設費の計 ※小数点以下四捨五入

イ 社会保険料等[※]＝HA当たり標準単価計^{※2,3}×社会保険料等加算率

※小数点以下四捨五入

※2侵入防止柵（電気柵）については、施設当たり直接費 ※小数点以下四捨五入

※3森林作業道については、直接（工事）費＋積上共通仮設費の計 ※小数点以下四捨五入

(13) 間接（工事）費率

ア 現場監督費率

21%とする。ただし、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り適用する。

なお、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）における野ねずみ防除のための空中散布については、上記によらず1.37%とする。

イ 社会保険料等加算率

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入実態に応じた点数（表1）の合計を当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて示す率（表2）とする。ただし、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）における野ねずみ防除のための空中散布については適用しないものとする。

（表1）

種 類		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

（表2）

平均点数	加算率
0点	0%
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

(14) 消費税

消費税率は、消費税及び地方消費税を合わせ、10%とする。

また、事業主体の消費税の納税対応状況が次の場合は、消費税相当額は加算しない。

- ア 一般事業者のうち、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合
- イ 一般事業者のうち、課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超であり、個別対応方式で補助対象経費が課税売上のみに対応する場合
- ウ 上記以外であって、仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合

2 実行経費査定

第1の対象事業（事業内容）のうち実行経費の額をもって補助金額を算出する事業の算出方法は次のとおり。

(1) 特定森林再生事業の被害森林整備のうち、森林保全再生整備

ア 補助金額[※] = 査定経費 × 補助率 ※小数点以下切上げ

イ 査定経費[※] = 実行経費 × 査定係数 ※小数点以下切捨て

ウ 実行経費[※] = 直接費 + 間接費

※実行経費については、「森林保全再生整備における実行経費の算出について（平成26年3月31日付け25林整整第1352号林野庁森林整備部整備課長通知）による

(2) (1)以外の事業

ア 補助金額[※] = 実行経費 × 補助率 ※小数点以下切上げ

イ 実行経費（自ら実施する場合） = 直接費 + 間接費

ウ 実行経費（請負に付して実行する場合）[※] = （請負費（課税対象経費）

×（1 + 消費税率）） + 測量設計費（非課税対象経費） ※小数点以下切捨て

3 査定係数

標準経費査定で使用する査定係数は次のとおり。（計算上では、査定係数／100）

なお、査定係数を適用しない事業又は事業内容にあつては、査定係数を乗じない。

区 分		査定係数
森林環境 保全直接 支援事業 (公的 ^{※1} を含む)	a 森林経営計画等に基づき行う事業（cに規定する査定係数180で行うものを除く。また、cの施行地における4回以降の下刈りを含む。） b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づいて行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの	170
	c 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林、同施行地における3回までの下刈り、同施行地と一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備	180
	d 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）	90
	e 下刈り及び倒木起こしについて、a及びcに該当しないもの	
	特定森林再生事業のうち森林緊急造成 (公的 ^{※2} を含む)	a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持森林、山地災害防止／土壌保全機能維持森林に定められた森林において行うもの b その他
特定森林再生事業のうち被害森林整備		170
特定森林再生事業のうち重要インフラ施設周辺森林整備		180

4 補助率

事業名	補助率
森林環境保全直接支援事業（公的 ^{※1} ） 特定森林再生事業（公的 ^{※2} ）	50%
森林環境保全直接支援事業 特定森林再生事業	40%

※1 森林環境保全直接支援事業（公的）とは、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業をいう。

※2 特定森林再生事業（公的）とは、市町村及び森林整備法人等が行う公的森林整備をいう。

第3 作業種別（人工造林、（準備地拵）、樹下植栽等）の標準単価

1 標準単価の計算

標準単価＝ヘクタール当たり資材費＋ヘクタール当たり労務費（機械地拵え費を含む）

- (1) ヘクタール当たり資材費（資材費をヘクタール当りに換算したもの）
- (2) ヘクタール当たり労務費（労務費をヘクタール当りに換算したもの）

2 資材費、労務費の構成因子

- (1) 資材費[※] ※消費税相当額を加算する。
苗木代

- (2) 労務費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。
地拵え費、植付け費、防ぞ溝・排水溝設置費、前生樹整理費、苗木運搬費、刈出し費、掻き起こし費

3 資材費の計算

- (1) 苗木代 － K
$$K^{\ast} = k \times A \times (1 / 10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

k：樹種別単価
A：ヘクタール当たり本数[※]＝本数／面積 ※本未満切捨て
S：消費税率

※ただし、裸苗とコンテナ苗を混植する場合は、苗木代を0とする。

ア 査定本数（面積）の計算

上記Aの算出値が次の(7)又は(4)となる場合は、これらの値をヘクタール当たり本数とする。

また、複数の樹種（混植）の場合は、本数比（樹種別の本数／総本数（百分率））により面積を按分算出（少数第3位四捨五入）して、ヘクタール当たり本数を算出する。ただし、需給票が異なっても同一樹種の場合は合計本数／面積によりヘクタール当たり本数を算出する。

(7) 人工造林

3,000本以上は3,000本で計算する。

ただし、キリについては、300本以上は300本で計算する。

(4) 樹下植栽等

2,000本以上は2,000本で計算する。

(例1) 申請面積1.00haで、新植用苗木(1)、(2)及び(3)に記載があり、かつ樹種が異なる場合

樹種	本数	本数比算出	
(1) 17	2,010本	$670 / 2,010 = 1 - 0.33$	(2) 0.33 (3) $\dots \cdot 0.34$
(2) 49	670本	$670 / 2,010 = 0.333$	$\dots \cdot 0.33$ ※小数点以下第3位四捨五入
(3) 23	670本	$670 / 2,010 = 0.333$	$\dots \cdot 0.33$ ※小数点以下第3位四捨五入

※(1)は合計本数を記載するので、樹種17の実本数は $2,010 - 1,340 = 670$ 本である。

新植用苗木(1)の按分面積は $1 \text{ ha} \times 0.34 = 0.34 \text{ ha}$ $670 \text{ 本} / 0.34 \text{ ha} = 1,970 \text{ 本/ha}$

新植用苗木(2)の按分面積は $1 \text{ ha} \times 0.33 = 0.33 \text{ ha}$ $670 \text{ 本} / 0.33 \text{ ha} = 2,030 \text{ 本/ha}$

新植用苗木(3)の按分面積は $1 \text{ ha} \times 0.33 = 0.33 \text{ ha}$ $670 \text{ 本} / 0.33 \text{ ha} = 2,030 \text{ 本/ha}$

なお、本数比は、新植用苗木(1)以外を先に求め差引したものが(1)の本数比となり、差引き按分面積が0.00となる場合は、補助金額の算出は行わない。

イ 査定苗木規格の決定

(7) 裸苗

- a スギ、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツ雑種F₁（クリーンラーチを含む。）（北海道林業種苗需給調整適用樹種）

規格、判定Ⅰ、判定Ⅱを比較し低い方を査定苗木規格とする。ただし、需給票A、生産（委託）者コード欄に記入がないとき、又は判定ⅡがXのときは、査定苗木規格を9として苗木代は0とする。

- b エゾマツ、アカマツ、クロマツ（上記a以外で林業種苗法第2条第1項の規定に基づき政令で定める樹種）

規格、判定Ⅰ、判定Ⅱを比較し低い方を査定苗木規格とする。ただし、判定ⅡがXのときは、査定苗木規格を9として苗木代は0とする。

- c 上記以外の樹種

規格、判定Ⅰ、判定Ⅱを比較し低い方を査定苗木規格とする。ただし、苗木代が無償提供など経費が掛かっていない場合は、判定ⅡをXとして苗木代は0とする。

その他、査定苗木規格が9のときは、苗木標準単価表の当該樹種の最低規格単価の70%を苗木単価とする。

(イ) コンテナ苗

- a スギ、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、グイマツ雑種F₁（クリーンラーチを含む。）（北海道林業種苗需給調整適用樹種）

規格、判定Ⅰ、判定Ⅱを比較し低い方を査定苗木規格とする。ただし、需給票A、生産（委託）者コード欄に記入がないとき、又は判定ⅡがXのときは、査定苗木規格を9として苗木代は0とする。

- b 5の(1)のイの樹種（aを除く）

規格、判定Ⅰ、判定Ⅱを比較し低い方を査定苗木規格とする。ただし、判定ⅡがXのときは、査定苗木規格を9として苗木代は0とする。

- c 上記a及びb以外の樹種は、苗木代を0とする。

4 労務費の計算

(1) 地拵え費 — J

ア 普通地拵え（人力）

$$J^{\ast} = j_1 \times u \times (1 + S) \quad \text{※}u\text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

j_1 : 普通地拵単価

u : 改植率

S : 消費税率

イ 刈払機単独地拵え

$$J^{\ast} = j_2 \times u \times (1 + S) \quad \text{※}u\text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

j_2 : 刈払機単独地拵単価

u : 改植率

S : 消費税率

ウ 機械地拵え（ブルドーザ）

$$J^{\ast} = j_3 \times u \times (1 + S) \quad \text{※}u\text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

j_3 : 機械地拵単価（ブルドーザ）
 u : 改植率
 S : 消費税率

エ 機械地拵え（バックホウ等）

$$J^{\ast} = j_4 \times u \times (1 + S) \quad \text{※}u\text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

j_4 : 機械地拵単価（バックホウ等）
 u : 改植率
 S : 消費税率

(2) 植え付け費 - L

$$L^{\ast} = l \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

l : 植え付け単価
 S : 消費税率

植え付け単価区分の決定に用いるヘクタール当たり植栽本数は、3の(1)苗木代におけるヘクタール当たり本数を使用し算定する。

(3) 苗木運搬費 - P

$$P^{\ast} = p \times B \times (1 / 10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

p : 苗木運搬単価
 B : ha当たり本数 $^{\ast} = \text{本数} / \text{面積}$
 S : 消費税率

苗木運搬費の決定に用いるha当たり本数は、3の(1)苗木代におけるヘクタール当たり本数を使用し算定する。

(4) 防ぞ溝設置費 - N

$$N^{\ast} = n \times B \times (1 / 10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

n : 防ぞ溝設置単価
 B : ha当たり延長 $^{\ast} = \text{防鼠溝の延長} / \text{面積}$ ※m未満切り捨て
 S : 消費税率

※ ただし、 $B < 50$ の場合は、 $N = 0$ とする。

※ 混植等となり、面積が按分算出となった時の延長の算出は、3の(1)苗木代における本数比により延長を按分し算出する。

なお、按分延長が単位未満となる場合は0とする。

(5) 排水溝設置費 - M

$$M^{\ast} = m \times B \times (1 / 10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

m : 排水溝設置単価
 B : ha当たり延長 $^{\ast} = \text{排水溝の延長} / \text{面積}$ ※m未満切り捨て
 S : 消費税率

※ 混植等となり、面積が按分算出となった時の延長の算出は、3の(1)苗木代における本数比により延長を按分し算出する。

なお、按分延長が単位未満となる場合は0とする。

(6) 前生樹整理費 — I

$$I^{\ast} = i \times u \times (1 + S) \quad \text{※}u\text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

i : 前生樹整理費単価

u : 改植率

S : 消費税率

地拵が1～3のいずれかで、次の条件を全て満たすものについて適用する。

- (ア) 事業の種類が001、091のいずれかであること。
- (イ) 前生樹のha当たり蓄積が27～88m³であること。
- (ウ) 伐採届出が1、2、3のいずれかであること。
- (エ) 伐採年が21、22、23(24)のいずれかであること。
- (オ) 造林林種が21～24、51、53～59のいずれかであること。
- (カ) 特殊有が△であること。ただし、091の場合は2であること。
- (キ) 伐採実施者が1、2のいずれかであること。
- (ク) 低質林が1であること。

(7) 刈出し費 — J

$$J^{\ast} = i3 \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

i3 : 刈出し単価

S : 消費税率

(8) 掻き起こし費 — J

$$J^{\ast} = i4 \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

i4 : 掻き起こし単価

S : 消費税率

5 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4%に相当する額）を含む。

(1) 樹種別単価 — k

ア 裸苗

(円/10本)

樹種	規格				樹種	規格			
	特号	1号	2号	3号		特号	1号	2号	3号
01 イチイ		4,899	3,208		47 クルミ		6,688	4,466	
02 スギ		1,872	1,731	1,440	48 マカバ		1,674	1,523	
03 アカマツ		1,035	904		50 タケカンバ		1,376	1,257	
04 クロマツ	1,559	1,232	1,068		49 シラカンバ		1,626	1,409	
05 ヨーロッパ アカマツ		832	689		51 その他カバ				
06 ヨーロッパ クロマツ		1,321	1,202		52 ヤチハンノキ		1,365	1,115	
08 チョウセン ゴヨウマツ	2,005	1,734	1,536		56 ケヤマハンノキ				
10 ストローマツ		999	749		53, 54, 55 ハンノキ類		1,181	960	
11 パンクスマツ		975	713		60 ブナノキ		2,872	2,504	
16 ヒバ		5,441	4,531		61 クリ		3,528	2,878	
17 カラマツ		1,440	1,310		63 カシワ		2,742	2,016	
18 グイマツ		1,549	1,423		64 ミズナラ		2,742	2,016	
21 クリーナーチ (挿し木)		2,567	2,336		65 ハルニレ		3,046	1,897	
21 クリーナーチ (実生)		2,567	2,336		67 ケヤキ		3,533	3,046	
22 グイマツ 雑種F1		1,934	1,760		69 カツラ		3,533	3,046	
23 トドマツ	3,149	2,933	2,140		73 サクラ		4,336		
25 エゾマツ		1,972	1,667		75 ナカマツ		4,336		
26 アカエゾマツ	2,341	1,930	1,502		76 イヌエンジュ		3,349	2,894	
27 トウヒ		1,321	1,202		78 キハダ		2,894	1,918	
28 仔ヨウ		832	689		80 イヤカエデ		4,336	3,252	
37 その他 針葉樹		832	689		82 トチノキ		6,666	4,466	
41 ヤナギ		960	853		83 シナノキ		5,116	4,401	
42 ホップラ		1,214	996		84 ハリギリ		7,208	4,823	
44 トロノキ		1,355	1,138		87 アオダモ		2,775	1,821	
45 キントロ		1,528	1,387		88 ヤチダモ		2,168	1,734	
46 ヤマナシ		1,214	996		90 キリ		12,509		
					97 その他 広葉樹		960	853	

37その他針葉樹は05ヨーロッパアカマツ、97その他広葉樹は41ヤナギ、28仔ヨウは37その他針葉樹の単価を使用する。

イ コンテナ苗

(円/10本)

樹種	規格				樹種	規格			
	特号	1号	2号	3号		特号	1号	2号	3号
02 スギ		2,414	2,273		49 シラカンバ 51 その他カバ		2,060	1,843	
16 ヒバ		5,984	5,073		52 ヤチハンキ 56 ケヤマハンキ		2,318	1,883	
17 カラマツ		1,874	1,744		53, 54, 55 ハンキ類		2,005	1,646	
18 クイマツ		1,983	1,857		63 ガシワ		4,507	3,282	
21 クリソウチ		3,002	2,770		64 ミスナラ		4,507	3,282	
22 クイマツ 雑種F1		2,369	2,194		65 ハルニレ		4,984	3,098	
23 トマツ		3,475	2,683		76 イヌエンジュ		3,783	3,328	
25 エゾマツ		2,515	2,209		78 キハダ		3,328	2,352	
26 アカエマツ		2,473	2,044		80 イタヤカエデ		4,770	3,686	
27 トウヒ		1,863	1,744		87 アオダモ 88 ヤチダモ		4,602 2,710	3,030 2,276	

(2) 地拵え単価

ア 普通地拵え単価 — j₁

(円/ha)

傾斜	1 (平坦地)			2 (傾斜地)		
	1	2	3	1	2	3
植生						
全刈	313,800	375,600	432,500	326,200	385,500	442,400
条刈	284,200	313,800	348,400	291,600	341,000	392,900
その他	165,500	197,700	227,300	175,400	207,600	239,700

イ 刈払機単独地拵え単価 — j₂

(円/ha)

傾斜	1 (平坦地)	2 (傾斜地)
	1・2・3	1・2・3
植生		
全刈	120,000	126,100
条刈	75,700	79,900
その他	38,800	40,800

ウ 機械地拵え単価 (ブルドーザ) — j₃

(円/ha)

区分	1 (平坦地)				2 (傾斜地)			
	手刈補正無		手刈補正有		手刈補正無		手刈補正有	
	耕耘無	耕耘有	耕耘無	耕耘有	耕耘無	耕耘有	耕耘無	耕耘有
全刈	166,400	228,500	187,100	249,200	177,900	243,200	202,700	268,000
条刈	99,800	137,100	112,300	149,500	106,700	145,900	121,600	160,800
その他	66,500	91,400	74,800	99,600	71,100	97,200	81,100	107,200

エ 機械地拵え単価（バックホウ等[※]） — j₄
 （円/ha）

区分	1（平坦地）		2（傾斜地）	
	手刈補正無	手刈補正有	手刈補正無	手刈補正有
全 刈	230,500	251,200	247,500	272,300
条 刈	138,300	150,700	148,400	163,300
その他	92,200	100,500	99,000	108,900

※上記以外の機械（クラッシャー、マルチャーなど）は機械地拵え単価（バックホウ等）を使用する。

(3) 植え付け単価 — l

（円/ha）

樹 種	傾 斜	ヘクタール当たり植栽本数（本/ha）					
		700本 /ha以下	900本 /ha以下	1,100本 /ha以下	1,300本 /ha以下	1,500本 /ha以下	1,700本 /ha以下
17~22	1	31,000	45,900	57,900	69,900	82,400	95,200
01~16, 23~37		44,900	66,200	83,200	98,500	113,600	128,300
41以上		39,700	57,300	71,400	84,400	96,800	110,300
17~22	2	34,500	50,100	62,500	74,900	87,100	100,400
01~16, 23~37		46,500	67,900	84,800	101,800	118,800	134,900
41以上		41,400	59,800	74,300	87,900	101,400	115,500

樹 種	傾 斜	ヘクタール当たり植栽本数（本/ha）					
		1,900本 /ha以下	2,100本 /ha以下	2,300本 /ha以下	2,500本 /ha以下	2,700本 /ha以下	2,700本 /ha超
17~22	1	110,300	125,400	133,300	138,700	143,800	148,400
01~16, 23~37		142,400	156,500	162,300	165,200	167,400	168,300
41以上		125,600	140,900	148,600	153,800	158,800	162,900
17~22	2	115,700	131,000	139,100	144,500	149,400	153,800
01~16, 23~37		148,600	162,300	168,500	172,200	175,100	175,500
41以上		131,800	148,200	156,300	161,400	166,400	170,100

コンテナ苗植え付け	800本 /ha以下	1,000本 /ha以下	1,200本 /ha以下	1,400本 /ha以下	1,600本 /ha以下	1,800本 /ha以下	1,800本 /ha超
全樹種共通	26,000	42,800	52,300	61,900	71,400	80,900	92,700

(4) 苗木運搬単価 — p

（円/10本）

コンテナ苗	空欄（裸苗）	1（コンテナ苗）
単 価	70	76

(5) 防ぞ溝設置単価 — n
n = 2,100円/10m

(6) 排水溝設置単価 — m
m = 5,300円/10m

(7) 前生樹整理費単価 — i
人工造林、準備地拵

(円/ha)

傾斜	1 (平坦地)	2 (傾斜地)
単価	114,000	119,900

(8) 刈出し単価 — i3

(円/ha)

傾斜	1 (平坦地)	2 (傾斜地)
単価	75,700	79,900

(9) 掻き起こし単価 — i4

(円/ha)

傾斜	1 (平坦地)	2 (傾斜地)
単価	99,800	106,700

第4 作業種別（下刈）の標準単価

1 標準単価の計算

標準単価＝ヘクタール当たり労務費

- (1) ヘクタール当たり労務費（労務費をヘクタール当たりに換算したもの）

2 労務費の構成因子

- (1) 労務費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。
下刈費

3 労務費の計算

- (1) 下刈費 — S_i

$$S_i^{\text{※}} = K \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

K：下刈単価

S：消費税率

4 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4%に相当する額）を含む。

下刈単価 — K

(円/ha)

傾 斜 植 生		1 (平坦地)		2 (傾斜地)	
		1	2	1	2
全刈	1 回刈 (2 回刈の 1 回目)	120,000	140,000	126,100	147,400
条刈		75,700	88,400	79,900	93,000
その他		38,800	45,300	40,800	47,600
全刈	2 回刈 (2 回刈の 2 回目)	96,200	112,000	100,900	117,900
条刈		60,500	70,900	63,800	74,300
その他		31,000	36,200	32,700	38,100
全刈	2 回刈 (1 回目 + 2 回目)	216,200	252,000	227,000	265,300
条刈		136,200	159,300	143,700	167,300
その他		69,800	81,500	73,500	85,700

第5 作業種別（倒木起こし、枝打ち）の標準単価

1 標準単価の計算

標準単価＝ヘクタール当たり労務費

- (1) ヘクタール当たり労務費（労務費をヘクタール当たりに換算したもの）

2 労務費の構成因子

- (1) 労務費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。
倒木起こし費、枝打ち費

3 労務費の計算

- (1) 倒木起こし費 — T

$$T^{\ast} = t \times H \times (1 + S) \quad \text{※Hまでは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て。}$$

t : 100本当たり倒木起こし単価

H[※] : ヘクタール当たり倒木起こし本数＝標準地内倒木起こし本数／標準地面積／100

S : 消費税率

- (2) 枝打ち費 — E

$$E^{\ast} = e \times H \times (1 + S) \quad \text{※Hまでは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て。}$$

e : 10本当たり枝打ち単価

H[※] : ヘクタール当たり枝打ち本数＝標準地内枝打ち本数／標準地面積／10 ※小数点以下切捨て

S : 消費税率

4 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4％に相当する額）を含む。

- (1) 倒木起こし単価 — t

(円／100本)

樹高	2m以下	2m超 3m未満
1（平坦地）	16,500	19,300
2（傾斜地）	16,900	19,900

- (2) 枝打ち単価 — e

(円／10本)

枝打ち高	2m以上	2,000
	4m以上	2,400

第6 作業種別（除伐、保育間伐、間伐、更新伐、特殊地拵）の標準単価

1 標準単価の計算

標準単価＝ヘクタール当たり労務費

- (1) ヘクタール当たり労務費（労務費をヘクタール当たりに換算したもの）

2 労務費の構成因子

- (1) 労務費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。
除伐費（伐倒費）、保育間伐費（選木費、伐倒費、造材費、集材費）、
間伐費、更新伐費（選木費、伐倒費、造材費、集材費）、
特殊地拵費（伐木費、排水溝設置費、敷均し費）

3 労務費の計算

- (1) 除伐費 — B 1

$$B 1^{※} = b 1 \times (1 + S) \quad ※小数点以下切捨て$$

b 1 : 除伐単価

S : 消費税率

- (2) 保育間伐費 — B 2

$$B 2^{※} = b 2 \times (1 + S) \quad ※小数点以下切捨て$$

b 2 : 作業内容別保育間伐単価

S : 消費税率

- (3) 間伐費 — B 3

$$B 3^{※} = b 3 \times (1 + S) \quad ※小数点以下切捨て$$

b 3 : 出材区分別間伐単価

S : 消費税率

- (4) 更新伐費 — B 4

$$B 4^{※} = b 4 \times (1 + S) \quad ※小数点以下切捨て$$

b 4 : 出材、選木区分別単価

S : 消費税率

- (5) 特殊地拵費 — B 5

$$B 5^{※} = H i \times h i \times (1 + S) \quad ※hiまでは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て$$

H i : 特殊地拵単価

h i : 査定伐採率

S : 消費税率

※伐木費の算定に用いる査定伐採率は、次により算定する。

$$\text{査定伐採率 (\%)} = \frac{\text{伐採前本数} - \text{伐採後本数}}{\text{伐採前本数}} \quad ※小数点以下切捨て$$

ただし、「査定伐採率>申請被害率」のときは、申請被害率を査定伐採率として上記計算に用いる。

(6) 特殊地拵費 — B6

$$B6^* = H_{ij1} \times h_i \times (1 + S) \quad \text{※}h_i \text{までは小数点以下四捨五入、以降は小数点以下切捨て}$$

H_{ij1} : 特殊地拵単価

h_i : 査定伐採率

S : 消費税率

※伐木費の算定に用いる査定伐採率は、次により算定する。

$$\text{査定伐採率 (\%)} = \frac{\text{伐採前本数} - \text{伐採後本数}}{\text{伐採前本数}} \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

ただし、「査定伐採率>申請被害率」のときは、申請被害率を査定伐採率として上記計算に用いる。

(7) 排水溝設置費 — B7

$$B7^* = H_{ij2} \times B \times (1/10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

H_{ij2} : 排水溝設置単価

B : ha当たり延長[※]=排水溝の延長/面積 ^{※m未満切り捨て}

S : 消費税率

(8) 敷均し費 — B8

$$B8^* = H_{ij3} \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

H_{ij3} : 敷均し単価

S : 消費税率

※(6)特殊地拵費、(7)排水溝設置費、(8)敷均し費の適用は平成30年9月発生北海道胆振東部地震被害地に限定する。

4 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4%に相当する額）を含む。

(1) 除伐単価 — b1

97,200円/ha

(2) 保育間伐単価 — b2

(円/ha)

林齢35年生以下		林齢36年生以上		被害木除去	被害木等搬出
整理なし	整理あり	整理なし	整理あり		
86,000	135,900	105,500	153,200	139,400	283,900

(3) 間伐単価 - b3

(円/ha)

搬出材積	区 分	
	チェーンソー造材	プロセッサ等造材
10m3未満 (整理無)	76,800	
10m3未満 (整理有)	124,500	
10m3以上 20m3未満	171,400	146,600
20m3以上 30m3未満	227,600	192,100
30m3以上 40m3未満	274,100	234,300
40m3以上 50m3未満	327,400	276,200
50m3以上 60m3未満	374,000	314,100
60m3以上	423,800	353,000

(4) 更新伐単価 - b4

(円/ha)

搬出材積	区 分					
	チェーンソー造材			プロセッサ等造材		
	定性	列状、帯状、群状	モザイク状	定性	列状、帯状、群状	モザイク状
10m3未満	84,600	77,800	72,500	84,600	77,800	72,500
10m3以上 20m3未満	181,000	157,200	150,200	156,100	132,300	125,400
20m3以上 30m3未満	261,700	228,000	219,700	227,300	193,700	185,400
30m3以上 40m3未満	346,800	302,200	292,600	298,700	254,100	244,600
40m3以上 50m3未満	405,600	353,000	342,400	354,500	301,800	291,300
50m3以上 60m3未満	472,700	413,500	402,000	412,700	353,600	342,000
60m3以上	543,100	475,100	462,900	472,300	404,300	392,100

(5) 特殊地拵単価 — H i

(円/ha)

区分 (前生樹蓄積)	傾斜			
	1		2	
	搬出			
	搬出有り	搬出無し	搬出有り	搬出無し
(27 m ³ 以上～50m ³ /ha未満)	296,000	155,400	323,200	171,000
(100m ³ /ha未満)	619,600	375,100	654,200	412,000
(150m ³ /ha未満)	906,800	594,800	949,000	652,700
(200m ³ /ha未満)	1,158,100		1,208,000	
(250m ³ /ha未満)	1,373,400		1,431,000	
(300m ³ /ha未満)	1,552,600		1,618,100	
(300m ³ /ha以上)	1,695,400		1,769,300	

(6) 特殊地拵単価 — H i j 1

(円/ha)

	傾斜	
	1	2
	搬出	
	搬出有り	
(27 m ³ 以上～50m ³ /ha未満)	1,008,100	1,097,200
(100m ³ /ha未満)	1,122,600	1,182,500
(150m ³ /ha未満)	1,250,500	1,304,000
(200m ³ /ha未満)	1,391,700	1,450,800
(250m ³ /ha未満)	1,557,300	1,623,200
(300m ³ /ha未満)	1,757,500	1,831,800
(300m ³ /ha以上)	1,995,200	2,079,200

(7) 排水溝設置単価 — H i j 2

7,500円/10m

(8) 敷均し単価 — H i j 3

328,400円/ha

第7 作業種別（付帯施設等整備「鳥獣害防止施設等整備」（野ねずみ防除、忌避剤散布、枝条巻き、侵入防止柵、食害防止チューブ、防そ溝）の標準単価

1 標準単価の計算

(1) 野ねずみ防除、忌避剤散布、枝条巻き、食害防止チューブ、防そ溝
標準単価＝ヘクタール当たり資材費＋ヘクタール当たり労務費

- ① ヘクタール当たり資材費（資材費をヘクタール当りに換算したもの）
- ② ヘクタール当たり労務費（労務費をヘクタール当りに換算したもの）

(2) 侵入防止柵

標準単価＝メートル当たり資材費＋メートル当たり施工費

2 資材費、労務費の構成因子

(1) 資材費[※] ※消費税相当額を加算する。
薬剤費、資材費

(2) 労務費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。
散布費、施工費、防そ溝設置費

3 資材費の計算

(1) 野ねずみ防除、忌避剤散布

薬剤費 — Y A

$$Y A^{\ast} = ya \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

ya[※]：薬剤単価 ※2回散布の時は2を乗じる

S：消費税率

(2) 枝条巻き

資材費 — S H

$$S H^{\ast} = sh \times H^{\ast} \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

sh[※]：資材単価

H[※]：ヘクタール当たり枝条巻き本数＝標準地内枝条巻き本数／標準地面積／10

※小数点以下切捨て

S：消費税率

(3) 食害防止チューブ

資材費 — N H

$$N H^{\ast} = sh \times H^{\ast} \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

sh[※]：資材単価

H[※]：ヘクタール当たり食害防止チューブ設置本数＝標準地内食害防止チューブ設置本数／標準地面積／10

※小数点以下切捨て

S：消費税率

(4) 侵入防止柵

資材費 — S I

$$S I^{\ast} = sh \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

sh[※]：資材単価

S：消費税率

※薬剤種別が購入以外（コード4）の場合、資材単価に次表の資材費率（＝主杭を除いた資材費／資材費）を乗じて（小数点以下切捨て）算出する。

散布方法	6（標準仕様）	C（多雪仕様）
資材費率	0.89	0.95

4 労務費の計算

(1) 散布費（野ねずみ防除、忌避剤散布） — S A

$$S A^{\ast} = sa \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

sa[※] : 散布単価 ※2回散布の時は2を乗じる

S : 消費税率

※忌避剤散布単価の決定に用いるヘクタール当り散布本数は、次により算定する。

$$\text{散布本数}^{\ast} (\text{本/ha}) = \frac{\text{散布本数}}{\text{標準地面}} \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

(2) 施工費（枝条巻き） — J I

$$J I^{\ast} = ji \times H \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

ji[※] : 10本当たり施工費

H : ヘクタール当たり枝条巻き本数 = 標準地内枝条巻き本数 /

S : 消費税率

※ただし、H > 120の場合は、H = 120とする。

(3) 施工費（食害防止チューブ） — N I

$$N I^{\ast} = ni \times H \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

ni[※] : 10本当たり施工費

H : ヘクタール当たり食害防止チューブ設置本数 = 標準地内食害防止チューブ
設置本数 / 標準地面積 / 10

※小数点以下切捨て

S : 消費税率

(4) 施工費（侵入防止柵） — S E

$$S E^{\ast} = se \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

se : 侵入防止柵施工単価

S : 消費税率

(5) 防そ溝設置費 — N

$$N^{\ast} = n \times B \times (1 / 10) \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

n : 防そ溝設置単価

B : ha当たり延長[※] = 防鼠溝の延長 / 面積 ※m未満切捨て

S : 消費税率

※ただし、B < 50の場合は、N = 0とする。

5 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4%に相当する額）を含む。

(1) 薬剤単価 — ya

(円/ha)

薬剤名	忌避剤散布				忌避剤散布			
	ジラム水和剤				全卵粉末水和剤			
散布本数/ha	500～	1,000～	1,500～	2,000～	500～	1,000～	1,500～	2,000～
薬剤単価	8,900	17,900	26,900	35,800	9,400	18,800	28,200	37,600

(円/ha)

薬剤名	野ねずみ防除	
散布本数/ha	空中	地上
薬剤単価	1,927	962

(2) 枝条巻き資材単価 — sh

163円/10本

(3) 食害防止チューブ資材単価 — sh

8,238円/10組（本）

(4) 侵入防止柵資材単価 — sh

(円/m)

散布方法	G（標準仕様）	C（多雪仕様）
資材単価	731	1,660

(5) 散布費 — sa

(円/ha)

薬剤名	忌避剤散布				忌避剤散布			
	ジラム水和剤				全卵粉末水和剤			
散布本数/ha	500～	1,000～	1,500～	2,000～	500～	1,000～	1,500～	2,000～
散布単価	8,400	16,900	25,400	33,900	8,400	16,900	25,400	33,900

(円/ha)

薬剤名	野ねずみ防除	
散布本数/ha	空中	地上
散布単価	3,180	10,900

(6) 枝条巻き施工単価 — ji

1,700円/10本

(7) 食害防止チューブ施工単価 — ni

2,400円/10本

(8) 侵入防止柵施工単価 — se

2,200円/m

(9) 防ぞ溝設置単価 — n

2,100円/10m

第8 作業種別（付帯施設等整備「鳥獣害防止施設等整備」（侵入防止柵（電気柵））の直接費

1 直接費の計算

施設当たり直接費＝施設当たり資材費＋施設当たり施工費

2 直接費の構成因子

- (1) 資材費[※] ※消費税相当額を加算する。
- (2) 施工費[※] ※契約が請負のときに消費税相当額を加算する。

3 施設当たり資材費の計算

- (1) 資材費 — SH

$$SH^{\ast} = (sh \times Si) + sh_1 \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

sh[※]：資材単価

sh₁[※]：固定資材単価

Si：延長（m）

S：消費税率

4 施設当たり施工費の計算

- (1) 施工費 — SE

$$SE^{\ast} = (se \times Si) + se_1 \times (1 + S) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

se[※]：施工単価

se₁[※]：固定施工単価

Si：延長（m）

S：消費税率

5 標準単価

以下の標準単価には、共通仮設費（8.4％に相当する額）を含む。

- (1) 資材単価 — sh
249円／m

- (2) 固定資材単価 — sh₁

延長(m)	～1,000	1,001～3,000	3,001～
固定資材単価	72,200	82,400	128,400

- (3) 施工単価 — se
111円／m

- (4) 固定施工単価 — se₁
10,900円

第9 作業種別（森林作業道整備）の直接工事費

1 直接工事費の計算

直接工事費＝工種別路線当たり直接工事費計

(1) 直接（工事）費等

ア 工種別に算出する。

- (ア) 土工（掻均し、片切盛土、盛土）
- (イ) 敷砂利
- (ウ) 側溝（排水溝）
- (エ) 管渠工
- (オ) フトン籠工
- (カ) 丸太柵工
- (キ) 路面排水溝
- (ク) U字溝
- (ケ) 洗い越し工
- (コ) 待避所
- (サ) 伐開（積上共通仮設費分）

イ 補助事業で機械を取得したときの補助事業主体と補助金受領者が同一である場合、土工単価に0.77を乗じて算出する。

2 工種別の直接工事費の計算

(1) 土工 — B

ア 掻均し — A

$$A^{\ast} = w \times k \times S_i \times k_t \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

w : 幅員 (m)

k : 掻均し定数 (0.20)

S_i : 延長 (m)

k_t : 掻均し土量単価 (円/m³)

イ 片切盛土 — B

$$B = B_1 + B_2$$

(ア) 排水溝のある場合 — B₁

$$B_1^{\ast} = \frac{3/5 \times (w + 0.5) \times (h_i \div 1.166)}{2} \times S_i \times k_m$$

(イ) 排水溝のない場合 — B₂

$$B_2^{\ast} = \frac{3/5 \times w \times (h_i \div 1.166)}{2} \times S_i \times k_m$$

※小数点以下切捨て

w : 幅員 (m)

(土量計算は小数第2位以下四捨五入)

h_i : 法長 (m)

S_i : 延長 (m)

k_m : 片切盛土土量単価 (円/m³)

ウ 盛土 — C

$$C^{\ast} = (w + 1.2 \times h_i) \times h_i \times S_i \times R_t \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

(土量計算は小数第2位以下四捨五入)

w : 幅員 (m)
h_i : 盛土中心高 (m)
S_i : 延長 (m)
R_t : 盛土土量単価 (円/m³)

(2) 敷砂利 — E

$$E = E_1 + E_2$$

ア 砂利金額 — E₁ (E₂)

$$E_1^{\ast} = V_1 \times (G_t + C_t) \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

V₁ : 砂利数量

$$V_1^{\ast} = I \times I' \times S_i \quad \text{※小数第2位四捨五入}$$

I : 敷厚 (m)
I' : 敷幅 (m)
S_i : 延長 (m)
G_t : 砂利単価 (円/m³)
C_t : 敷均単価 (円/m³)

※敷砂利の種類が複数ある場合は、種類ごとに上式により計算を行う。

※上式で求めた砂利数量と、竣工調書(甲)の購入砂利等欄に記載された購入数量とを比較し、小さい方の値をV₁として採用し、以降の計算に使用する。

※敷幅>3.0mのとき、敷幅=3.0mとする。

※敷砂利の種類がチップ(コード5、9)のときで敷厚>10cmのとき、敷厚=10cmとする。

(3) 側溝(排水溝) — F

$$F^{\ast} = S_i \times f \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
f : 側溝(排水溝)単価 (円/m)

(4) 管渠工 — T

$$T = I + K + I' + L'$$

ア コンクリート管 — I

$$I^{\ast} = S_i \times i \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
i : 内径別の単価 (円/m)

イ コルゲートパイプ — K

$$K^{\ast} = S_i \times k \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
k : 内径別の単価 (円/m)

ウ 硬質塩化ビニール管 — I'

$$I'^{\ast} = S_i \times i \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
i : 内径別の単価 (円/m)

エ プラヒューム管 — L'

$$L'^{\ast} = S_i \times l' \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
l' : 内径別の単価 (円/m)

(5) フトン籠工 — M

$$M^{\ast} = S_i \times m_f \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
m_f : フトン籠工単価 (円/m)

(6) 丸太柵工 — N

$$N^{\ast} = S_i \times n \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
n : 丸太柵工単価 (円/m)

(7) 路面排水溝 — L3

$$L3^{\ast} = S_i \times l_3 \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
l₃ : 路面排水溝単価 (円/m)

(8) U字溝 — O

$$O^{\ast} = S_i \times o_s \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 延長 (m)
o_s : U字溝単価 (円/m)

(9) 洗い越し — P

$$P^{\ast} = S_i \times p \quad \text{※整数未満切り捨て}$$

S_i : 箇所数 (箇所)
p : 種類別単価 (円/箇所)

(10) 待避所 — R

$$R = R_1 \times R_2$$

R₁ : 待避所数
R₂ : 待避所単価 (円/箇所)

(11) 伐開 — Z

$$Z^{\ast} = (a \times S_i) \times a' \quad \text{※小数点以下切捨て}$$

a : 伐開幅 (m)
S_i : 延長 (m)
a' : 伐開単価 (円/m²)

3 工種別の標準単価

工種別の標準単価には、共通仮設費（10.7%に相当する額）を含む。

(1) 土工単価

ア 掻均し単価 — k t

(円/m³)

土質区分	火山灰・砂質土	礫質・粘性土	その他
コード	1	2	3
単価 (円)	431	431	578

イ 片切盛土単価 — k m

(円/m³)

土質区分	火山灰・砂質土	礫質・粘性土	その他
コード	1	2	3
単価 (円)	804	804	952

ウ 盛土単価 — R t

(円/m³)

土質区分	火山灰・砂質土	礫質・粘性土	その他
コード	1	2	3
単価 (円)	1,369	1,561	1,885

(2) 敷砂利単価

ア 砂利単価 — G t

(円/m³)

種類	購 入					自 己			
	普通砂利	普通砂利 以外の砂利	火山灰	再生骨材	チップ	—	普通砂利 以外の砂利	火山灰	チップ
コード	1	2	3	4	5	—	7	8	9
単価 (円)	別紙1 (砂利 単価表) のとおり	2,402	3,204	下表の とおり	下表の とおり	/	1,114	996	3,825

購入再生骨材単価

(円/m³)

振興局	渡 島	檜 山	後 志	胆 振	日 高	石 狩	空 知
単価	3,188	3,797	3,475	3,420	3,985	3,741	3,907
	上 川	留 萌	宗 谷	オホーツク	根 室	釧 路	十 勝
	3,420	4,217	5,955	4,317	4,206	5,047	4,737

購入チップ単価

(円/m³)

振興局	渡 島	檜 山	後 志	胆 振	日 高	石 狩	空 知
単価	5,092	5,092	6,088	4,981	4,981	4,870	4,870
	上 川	留 萌	宗 谷	オホーツク	根 室	釧 路	十 勝
	4,649	6,088	6,309	5,535	5,756	5,756	4,760

イ 敷均し単価 — C t

(円/m³)

種類	購 入					自 己			
	普通砂利	普通砂利 以外の砂利	火山灰	再生骨材	チップ		普通砂利 以外の砂利	火山灰	チップ
コード	1	2	3	4	5	—	7	8	9
単価 (円)	316	316	316	316	202		316	316	202

(3) 側溝（排水溝）単価 — f

(円/m)

土質区分	火山灰・砂質土	礫質・粘性土	その他
コード	1	2	3
単価（円）	68	68	91

(4) 管渠工単価

下記設定単価の規格を超える資材の単価は、直近下位の単価を採用する。

ア コンクリート管単価 — i

(円/m)

内径	25cm	30cm	35cm	40cm	45cm	50cm
単価	5,615	6,227	7,760	9,341	10,400	12,540
	60cm	70cm	80cm	90cm	100cm	
	17,715	20,657	25,969	30,806	37,345	

イ コルゲートパイプ単価 — k

(円/m)

内径	40cm	60cm	80cm	100cm	120cm	135cm	150cm	165cm	180cm
単価	15,612	20,454	33,705	38,908	54,517	61,648	66,962	82,460	88,327

ウ 硬質塩化ビニール管単価 — i'

(円/m)

内径	10cm	15cm	20cm	25cm	30cm
単価	1,372	2,811	4,217	6,553	9,320

エ プラヒューム管単価 — l'

(円/m)

内径	10cm	15cm	20cm	25cm	30cm	40cm	45cm	60cm
単価	1,062	2,103	3,276	4,516	6,553	11,512	14,612	23,468

(5) フトン籠工単価 — m f

18,672円/m

(6) 丸太柵工単価 — n

10,547円/m

(7) 路面排水溝単価 — l3
8,857円/m

(8) U字溝工単価 — os
56,079円/m

(9) 洗い越し単価 — p

(円/箇所)

河床路幅	4 m	5 m	6 m	胆振東部震災 [※]	
				8 m	10 m
単 価	105,200	131,488	157,776	210,403	262,978

※適用は平成30年9月発生北海道胆振東部地震被害地に限定する。

(10) 待避所単価 — R₂
19,314円/箇所

(11) 伐開単価 — a'

(円/m²)

種 別		疎林	中林	密林
コード	1	2	3	4
単 価		68	114	160